

# 医療者が望む学校における 保健教育

中央教育審議会 初等中等教育分科会教育課程部会  
体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループ

令和8年3月 日本医師会 渡辺弘司

# 学校保健

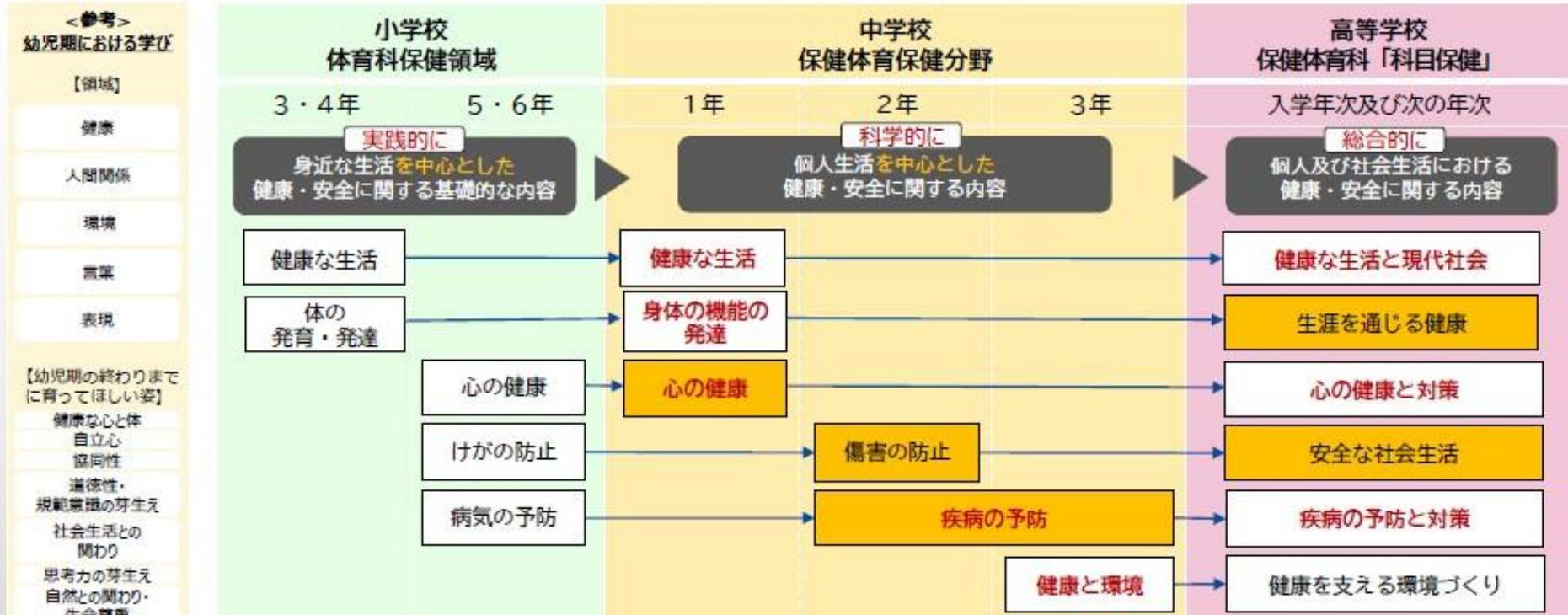


**保健管理（心身の健康を守る）**：健康診断、健康相談、保健指導、疾病の事後措置、学校環境衛生（教室の明るさ・空気など）、感染症対策



**保健教育（健康を育む）**：体育科・保健体育科や特別活動などを通じた、健康的な生活習慣、安全な行動能力の育成

# 保健の学習の系統性の改善イメージ (Ver.2)



**改善の方向性**

※ 高等学校は各学校において取り扱う順序を設定する  
 ※ 具体的な内容等は追って検討する

- **内容のまとまり相互の関係性の複雑さを解消**  
 これまで、内容のまとまり相互の関係性が複雑になっていたり取り扱う内容が広範になり過ぎていたものを必要に応じて細分化する等し、各段階を見通した系統的な指導がしやすい整理に見直し。(Ver.1の考え方を踏襲)
- **各段階における学びの順序性を整理**  
 各段階において、健康の大切さ等に係る基礎的な資質・能力を身に付けながら、その基礎を元に少しずつ学習の範囲や深さを充実していくことができるよう、まず「健康な生活」について学び、続いて「身体や心」について理解を深めていくような整理に見直し。(前回WGで指摘のあった、中「心の健康」と中「傷害の防止」は現行と同様、それぞれ第1学年と第2学年に整理)
- **各段階における学びのイメージに一層即した表現に改善**  
 小学校段階では、身近な生活に照らしながら実践的に学ぶ中で健康・安全等に関する基礎を培うこと、中学校段階では、抽象的な思考なども可能になることを踏まえつつ自他の健康・安全等に関する内容をより科学的に捉え直すこと、高校段階では、社会との関わりや生涯を見通す視点を取り入れながら総合的に健康・安全等について理解を深めるといった学習イメージを端的に表現し、あわせて周知を図っていく。(表の最上段)

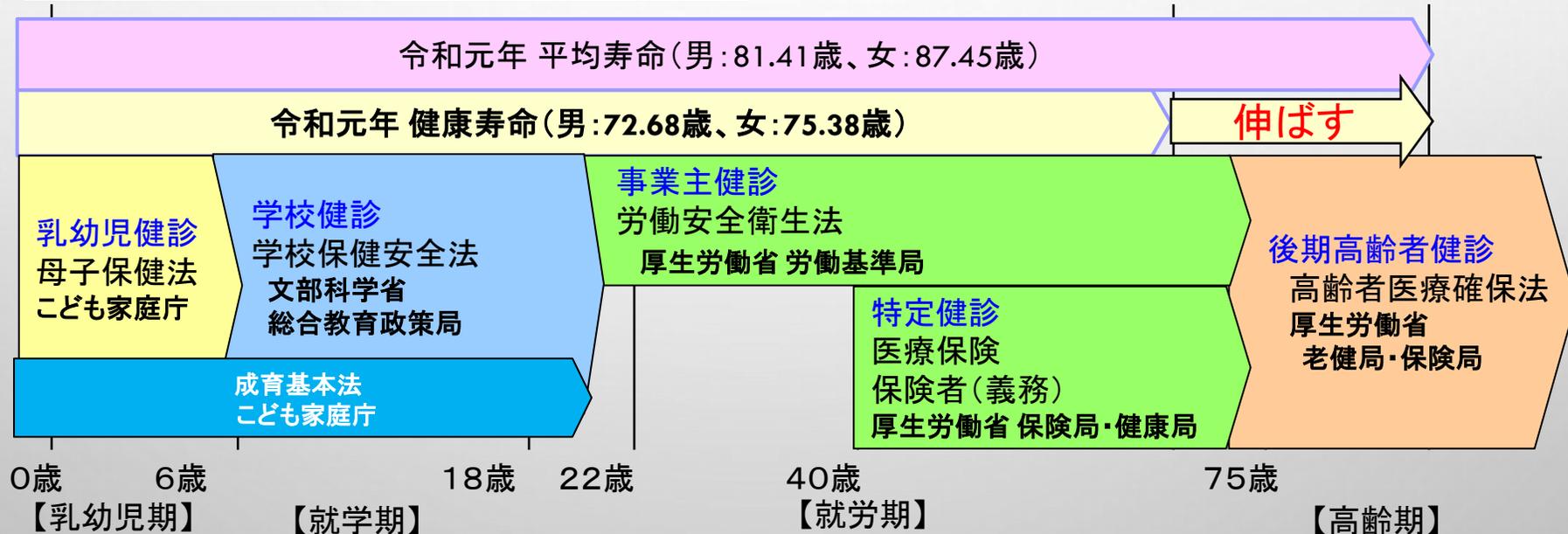
# 生涯保健事業の推進

## 生涯保健事業の推進による健康寿命の延伸(日本医師会)

### 日本医師会の考え方

乳幼児期から高齢期に至るまで、保健事業(健診)を展開しているが、そのデータは分断されている。国民の健康管理に適切に一生涯を通じたデータとして反映されるような仕組みを講じる必要がある。

### わが国の主な健診制度の流れ



生涯を一貫通貫した健診データが重要

# 生きている教材の活用



## 自身の健康情報の活用



**学校健康診断情報**  
（身長・体重に基づく成長曲線）

**健康観察情報**  
（生活習慣、メンタルヘルス）

# 学校健康診断情報のPHRへの活用推進事業

令和7年度予算額  
(前年度予算額

227百万円  
261百万円)



文部科学省

## 趣旨・背景

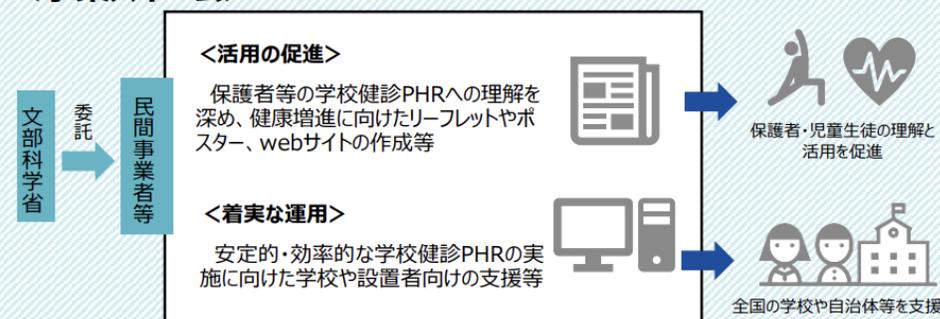
- ✓ 生涯にわたる個人の健康等情報（健康診断結果や服薬履歴等）を電子記録として本人や家族が正確に把握し、もって個人の日常生活習慣の改善等に役立てるため、**政府全体でPHR（Personal Health Record）を推進する方針**
- ✓ 学校健康診断（学校健診）についても、マイナポータルを通じて健診結果を本人や保護者が電子的に把握できる仕組みの構築が必要
- ✓ 「データヘルス改革に関する工程表」に則り、**令和6年度中に本格実施を開始し**、取組を着実に推進

## 事業内容

### 学校健康診断PHRの活用の促進・着実な運用

- ✓ 保護者や児童生徒が**学校健診PHRを理解し、健康の保持増進に役立てられるよう促進**するために、PHRの趣旨や活用方法について周知するためのリーフレット、ポスター、webサイトの作成等を行う
- ✓ 各学校における**学校健診PHRの安定的・効率的な実施**に向け、運用等に係る相談対応のためのヘルプデスクの設置や、校務支援システム改修等に係る**経費支援等**により、学校や設置者の取組を支援

### <事業スキーム>



箇所数・単価

1団体 225百万円

委託先

民間事業者等

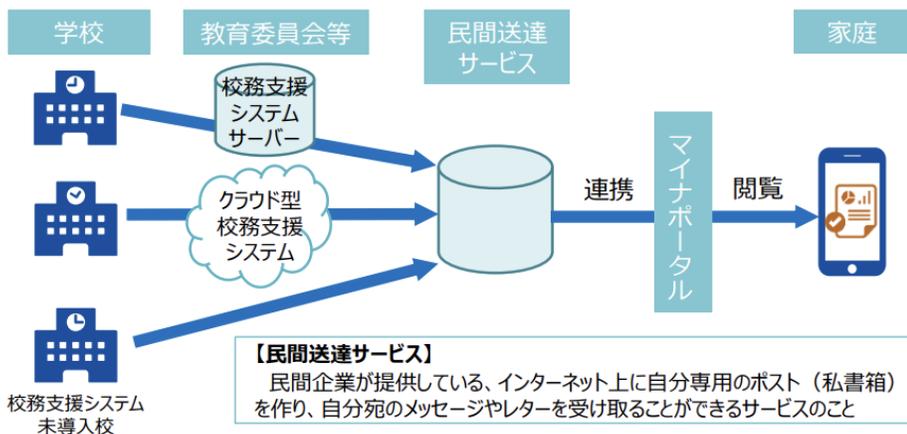
委託対象経費

人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、雑役務費 等

事業実施期間

令和3年度～

### 学校健診PHR実施イメージ



#### アウトプット

学校健診PHR導入を目指す学校向けの伴走型支援

#### 短期アウトカム

効率的・効果的な学校健診PHRを導入できる環境を実現

#### 中期アウトカム

希望する自治体・学校における学校健診PHR導入件数の増加

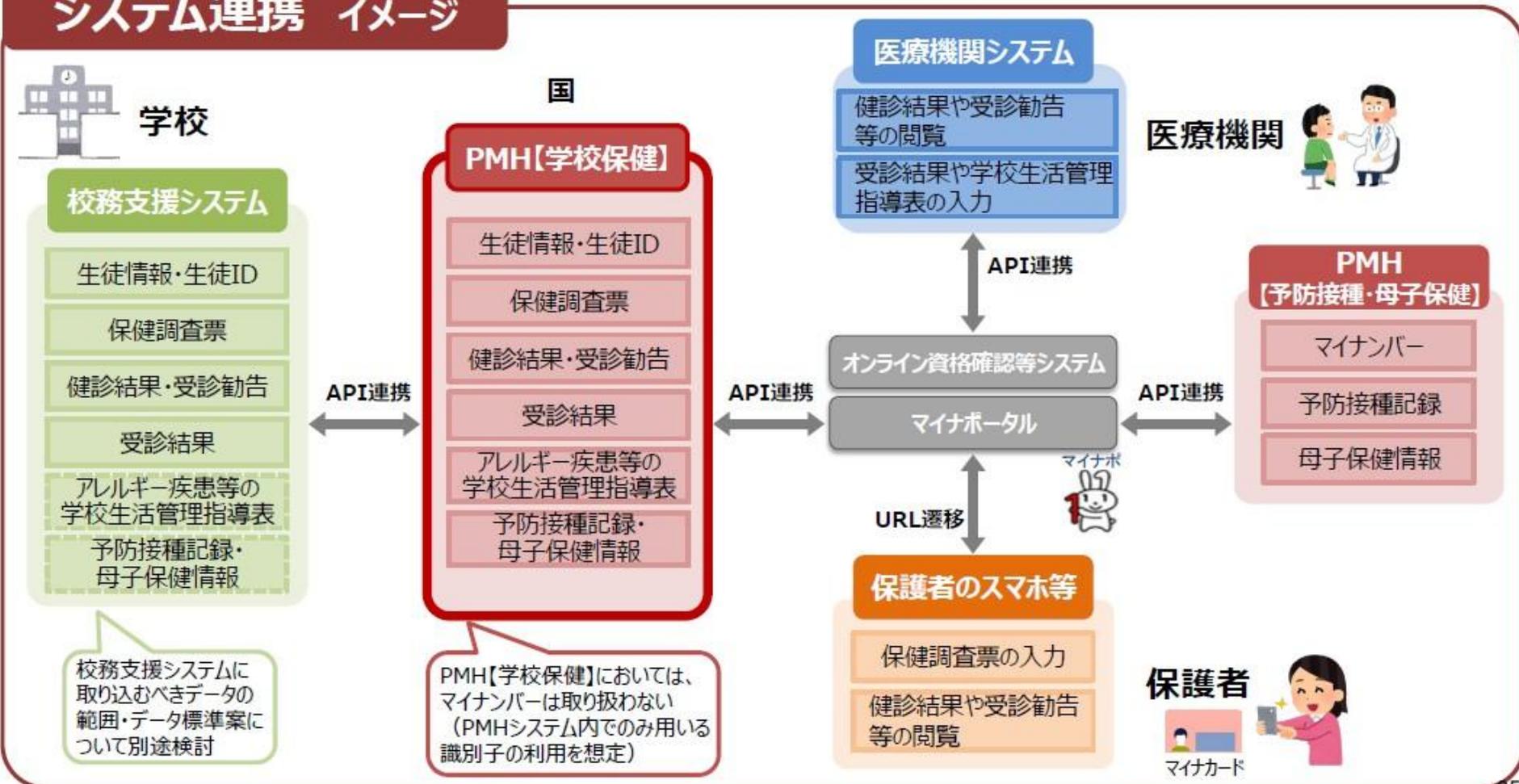
#### 長期アウトカム

日常生活における個人の行動変容や健康増進

(担当：初等中等教育局健康教育・食育課)

予防接種・母子保健等の分野において、自治体・医療機関等をつなぐ情報連携基盤として整備が進められている **PMH (Public Medical Hub)** を**学校保健に拡張**し、校務支援システムや医療機関システム、マイナポータル等と連携することで、**各種手続のデジタル完結・ワンズオンリー**と**学校・地域医療機関の情報共有**を併せて実現する。

## システム連携 イメージ



- 他人の経験や情報と、個人が対応している状況が一致することは稀
  - 最低限考える基礎知識は必要だが、興味がない情報は維持できない
- 当事者でなければ、現実感や危機感がないため、学ぼうとするモチベーションが低くなる
  - 夏に鳥インフルエンザのリスクを話しても理解しにくい！

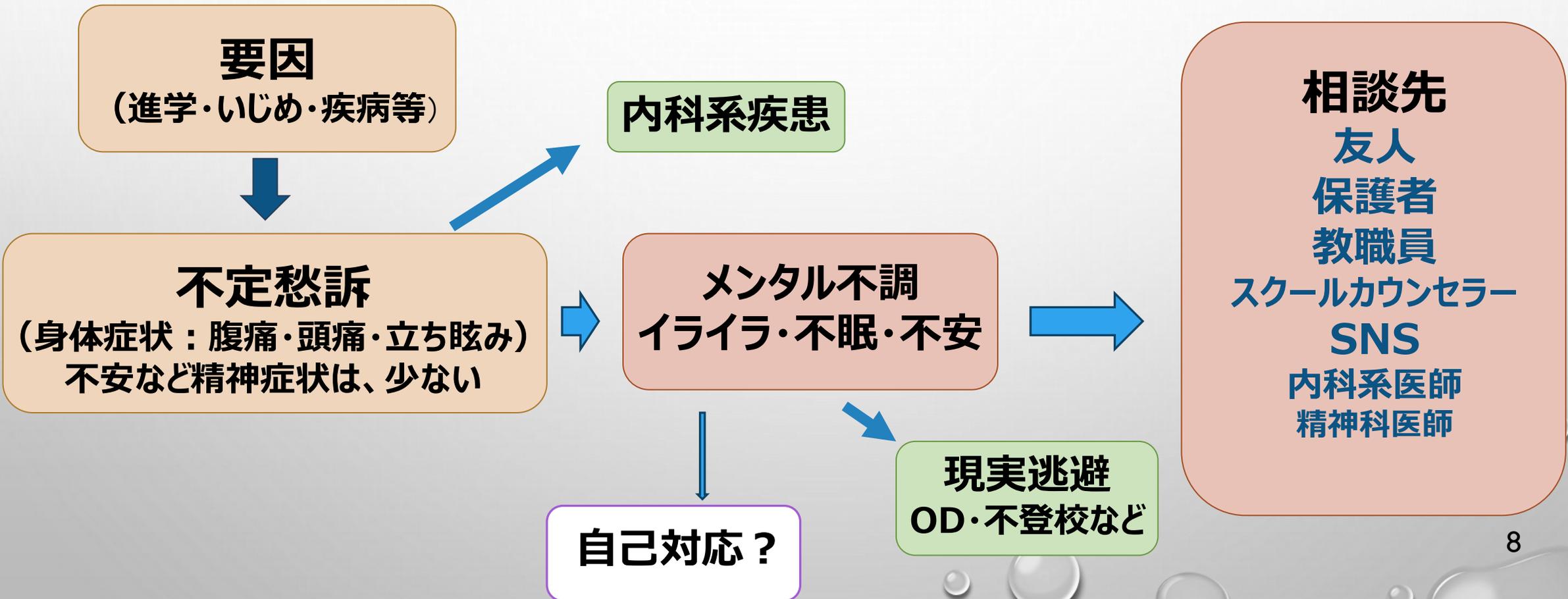


**★考える基本となる知識**  
**★それを応用して状況に応じて展開できる能力**



**両方を醸成することが重要**

# 子どもがメンタル不調と思われる際は



# 子どものメンタル不調に対する課題

- 「不安」がなにか理解できない。どのくらい「不安」になれば相談してよいかわからない、「不安」になったらどこに相談してよいか分からない。
- 困ったら相談という窓口は少ない。
- 性に関すること、いじめ、不登校等事柄がたくさんあって、相談先（窓口）が分からない。相談先（窓口）に対する不安も。
- 当事者にならないければ現実的なものと考えない。子どもが「私には関係ない」と思うと学ぼうとする意欲がわかないし知識が続かず、そのような場になった際に役に立ちにくい。
- 保健は、カバーしなければならない範囲が広く（与えなければならない知識が多く）、応用できる能力の醸成が必要

## では、何をすればよいか

- すでに心の健康相談は教科書で扱われているが、自分の心身の状態を把握し、必要に応じて適切な相談や支援を求めることの重要性について理解することが大切ではないか。
- 疾病等の医療の具体的な知識よりも、自分のメンタル状態を判断し、必要なとき相談する力を養うことが大切ではないか。



相談しやすい文化の醸成

# 学校医の職務（学校保健安全法施行規則第22条）

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- 二 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して必要な指導及び助言を行うこと。
- 三 法第八条の健康相談に従事すること。
- 四 法第九条の保健指導に従事すること。
- 五 法第十三条の健康診断に従事すること。
- 六 法第十四条の疾病の予防処置に従事すること。
- 七 法第二章第四節の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。
- 八 校長の求めにより、救急処置に従事すること。
- 九 市町村の教育委員会または学校の設置者の求めにより、法第十一条の健康診断又は法第十五条第一項の健康診断に従事すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

# 学校医が学校保健に参画する



- 学校における学校保健計画等の立案への参画
- 学校保健委員会
- 外部講師等としての活動: 専門医やかかりつけ医にない長所…専門医だと専門性の高い話が多く子どもが分かりにくいことが懸念される。かかりつけ医は学校の状況を理解されている方が少ない可能性がある。学校医は子どもに話す機会が多く、携わる分野を中心とした専門的知見に基づきながら、学校や子供たちの状況を踏まえ、学校保健に関して最適な対応ができる存在。



# 日本医師会が考える学校保健におけるチームとしての学校：学校医がなすべきこと

- 学校運営協議会との連携
- 学校保健分野における“チームとしての学校”
- 養護教諭、栄養教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールナースとの連携
- 民生委員・児童委員との連携
- 行政（特に福祉）との連携



**学校医が学校保健のHub的存在**

## まとめ

### 教育基本法第一条

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

- 健康に関する学習は、知識だけではなく、周囲の助言、支援を受け、自らが解決策を見つけられるような応用力、展開力を身に付ける学習である。
- 特に、「何かあってから」ではなく予防の観点を重視する必要がある。
- 学校においては、時機を逸することなく、年齢に応じた適切な段階で、現実に役立つ実践力につながる資質・能力を身に付けられるようにするべきである。
- 学校医は学校保健のHUB的な存在として学校に関わり、心身の健康に関する学習に貢献していきたい。